

# 「エコアクション21地域事務局かながわ」認証・登録制度実施要領

神奈川県中小企業団体中央会

## 1. 総則

### 1.1 エコアクション21認証・登録制度の目的

エコアクション21認証・登録制度は、環境経営システム（環境マネジメントシステム）、環境への取組（環境パフォーマンス評価）及び環境コミュニケーション（環境報告）をひとつに統合した「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」（環境省）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、エコアクション21に取り組む事業者を、認定・登録を受けたエコアクション21審査人が審査し、認証・登録するとともに、この事業者の環境活動レポートを公開することにより、広範な中小企業、学校、公共施設などにおける環境への取組を推進し、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを目的とする。

### 1.2 エコアクション21認証・登録制度の実施体制

#### 1.2.1 認証・登録の運営体制

エコアクション21認証・登録制度は、以下の体制で運営する。

##### 1.2.1.1 地域事務局及び委員会

###### 1) 地域事務局

エコアクション21認証・登録制度は、財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター（以下「中央事務局」という。）が実施する。

ただし、中央事務局から地域事務局として認定されたエコアクション21地域事務局かながわ（以下「地域事務局」という。）は、地域におけるエコアクション21に係る事業者の認証・登録及びエコアクション21の普及促進等を行う。

###### 2) 地域事務局に置く委員会

地域事務局に諮問機関として、「エコアクション21地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）」「エコアクション21地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）を置く。

###### ア 地域運営委員会の構成・審議事項

地域運営委員会は、環境保全に関する学識者、事業者関係団体、環境保全関係団体、関係行政機関及びエコアクション21審査人（複数名）などの学識者及び有識者によって構成し、「エコアクション21地域事務局かながわ」認証・登録制度実施要領、地域運営委員会規程、地域判定委員会規程及びその他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項を審議する。

###### イ 地域判定委員会の構成・審議事項

地域判定委員会は、事業者の環境への取組などに関する専門家や有識者によって構成し、審査人の審査結果を基に、事業者の認証・登録の可否等に関する事項等を審議する。

#### 1.2.2 エコアクション21ロゴマーク

「エコアクション21ロゴマーク」（以下「EA21ロゴマーク」という。）の

商標権（申請中）は、財団法人 地球環境戦略研究機関が保有し、認証・登録された事業者、審査人及び地域事務局等は、「エコアクション21ロゴマーク使用規程」に基づき、E A 21ロゴマークを使用することができる。

## 2. エコアクション21における事業者の認証・登録

### 2.1 エコアクション21における事業者の認証・登録の基本的要件

エコアクション21において認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づき、以下の各号を満たした取組を適切に実施し、認定登録された審査人による所定の審査を受審し、地域判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要となる。

- 1) ガイドラインの要求事項に基づき、計画（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認・評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）の、P D C Aサイクルの環境経営システムを適切に構築されていること。
- 2) ガイドラインの要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用・維持されていること。
- 3) ガイドラインの要求事項に基づき、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物・水使用量の削減など）が適切に実施されていること。
- 4) ガイドラインの要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に作成し、公表されていること。

### 2.2 エコアクション21業種別マニュアルによる事業者の認証・登録

環境省もしくは、中央事務局が、ガイドラインに準拠した個別の業種に適合した業種別のマニュアルを策定した場合は、その業種に該当する事業者に係るエコアクション21の認証・登録に当たっては、当該の業種別マニュアルの内容を基準とする。

本規程は、公的機関が策定し、中央事務局がガイドラインに準拠していると認めた業種別マニュアルにも準用する。

### 2.3 エコアクション21審査人による審査

エコアクション21の取組を実施した事業者（以下「受審事業者」という。）は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された審査人による登録審査を受審しなければならない。

- 1) 受審事業者は、地域事務局に、所定の書式により、エコアクション21の登録審査（書類審査及び現地審査）を申し込む。
- 2) 地域事務局は、受審事業者が希望する場合には、登録審査を担当する審査人を紹介又は斡旋する。
- 3) 受審事業者は、審査人を指名し、地域事務局に通知する。
- 4) 地域事務局は、選任された旨を審査人に連絡し、審査人の了解を取る。
- 5) 選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、受審事業者及び地域事務局に送付する。
- 6) 受審事業者は、審査人からの連絡を受け、審査人に必要書類等を送付し、書類審査を受審する。
- 7) 書類審査の結果、審査人あるいは受審事業者が、現地審査実施前に、必要な指導・助言を行った方が良いと判断した場合は、双方の協議及び了解の基、1回に限り、現地予備審査を行うことができる。
- 8) 審査人は、書類審査の結果をエコアクション21書類審査報告書として取りまとめ、受審事業者に送付する。

9) 書類審査の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査人による現地審査を受審する。

10) 審査人は、現地審査の結果を「エコアクション21登録審査報告書(以下「審査報告書」という。)」として取りまとめ、地域事務局に送付する。

11) 受審事業者は、審査人の登録審査結果について異議がある場合は、地域事務局の判定委員会に異議を申し立てることができる。

12) 受審事業者は、審査人からの当該登録審査に係わる費用及び旅費に関する請求に基づき、直接、審査人に支払う。登録審査の標準審査工数は別表2に定める。産業廃棄物処理業者等の標準審査工数は、別表6に定める。

## 2.4 エコアクション21認証・登録手続規程の遵守

エコアクション21認証・登録制度に基づく審査の申込をした事業者は、中央事務局が定める「エコアクション21認証・登録手続規程」を遵守しなければならない。

## 2.5 地域判定委員会による審議

地域判定委員会による審議は、次の手順によって行われる。

1) 地域判定委員会は、送付された審査報告書等により、認証・登録の可否を判定する。

2) 地域事務局は、地域判定委員会の結果を、必要書類を添付して中央事務局に報告する。

3) 中央事務局は、審査人から提出された審査報告書に基づく地域判定委員会の審議の内容を確認し、ガイドラインの要求事項に適合していると判定された受審事業者に、その旨を通知するとともに、「エコアクション21認証・登録契約書(以下「認証・登録契約書」という。)」を送付する。

4) 中央事務局は、必要と判断した場合、中央事務局判定委員会を開催して地域判定委員会の結果を審議し、認証・登録の可否を最終的に判定することができる。

5) 受審事業者は、地域判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることができる。

## 2.6 事業者の認証・登録

受審事業者の認証・登録は、次の手順によって行われる。

1) 中央事務局から地域判定委員会の審議結果の通知を受けた事業者は、別表1に定める認証・登録料を中央事務局に納付料を納付するとともに、認証・登録契約書に記名・押印し、中央事務局との間で「エコアクション21認証・登録契約(以下「認証・登録契約」という。)」を締結しなければならない。

2) 中央事務局は、認証・登録契約を締結し、認証・登録料を納付した受審事業者を、「エコアクション21認証・登録事業者(以下「認証・登録事業者」という。)」として認証・登録する。

3) 中央事務局は、認証・登録した事業者に認証・登録証を送付するとともに、事業者名及びその環境活動レポートを、ホームページにより公表する。

## 2.7 認証・登録の期間

認証・登録事業者の認証・登録の期間、認証・登録日より2年間とする。

## 2.8 中間審査

中間審査は、次の手順により行う。

1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、認証・登録日から概ね1年後に、審査人による所定の中間審査を受審しなければならない。

2) 認証・登録後、初回の中間審査は、原則として現地審査を実施するが、認証・登録の更新後の中間審査においては、必要に応じて現地審査を実施する。

3) 中間審査により、ガイドラインの要求事項に不適合が発見された場合は、地域判定委員会の審議により、認証・登録の一時停止あるいは取り消しをする場合がある。

4) 中間審査の手続き等は、2.1~2.6の規定を準用する。

5) 中間審査の標準審査工数は、初回の中間審査については別表3に、認証・登録の更新後の中間審査については別表4にそれぞれ定める。

## 2.9 認証・登録の更新

認証・登録の更新は、次の手順で行う。

1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、認証・登録日から2年以内に、審査人による所定の更新審査を受審しなければならない。

2) 更新審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた事業者は、地域判定委員会の審議の上、認証・登録を更新することができる。

3) 更新審査の手続き等は、2.1~2.6の規定を準用する。

4) 更新審査の標準審査工数は別表5に定める。

## 2.10 認証・登録範囲の変更・拡大

認証・登録事業者が、その認証・登録期間中に認証・登録の範囲の変更あるいは拡大等を希望する場合は、次の手順で行う。

1) 認証・登録範囲の変更・拡大を希望する認証・登録事業者は、所定の書式により、又は中間審査申込時に担当事務局に、認証・登録範囲の変更・拡大を申し込みます。あるいは中間審査実施時に審査人と協議の上、認証・登録範囲の変更・拡大を申し込む。

2) 担当事務局は、申込内容を確認し、原則として審査人の中間審査又は更新審査の際に、変更・拡大する部分の追加審査を実施する。

3) 担当事務局の判定委員会は、審査人から送付された審査報告書等により、認証・登録範囲の変更・拡大部分の認証・登録の可否を審議します。判定委員会による審議の手順については、2.5の規程を準用する。

4) 認証・登録範囲を変更・拡大した場合、中央事務局は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行する。

5) 中間審査において認証・登録範囲を変更・拡大することにより、別表1に定める認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付する。区分が変わらない場合は、別表1の附則3に定める料金を納付する。

6) 中間審査において認証・登録範囲を変更・拡大した場合の認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とする。

7) 認証・登録事業者の移転(住所変更)は、原則として、認証・登録範囲の変更として取り扱う。

8) 認証・登録事業者名の変更、移転(環境負荷等の状況に大きな変化のない場合に限る)等があった場合、認証・登録事業者は、所定の書式により、認証・登録事業者名、住所等の変更を、担当事務局に届け出る。担当事務局は、認証・登録に変更が無いことを確認し、中央事務局に報告する。中央事務局は、事業者と

の間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行する。この場合、別表1の附則3に定める料金を納付する。認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とする。

### 2.11 中央事務局による調査

中央事務局は、必要と判断した場合、認証・登録事業者に対して、エコアクション21の認証・登録に関連し、立ち入りを含む調査を実施することができる。

### 2.12 事業者の機密等の保持

中央事務局、地域事務局及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）について、その管理を適正に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示しません。

ただし、法的要請による場合は、受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知し、情報を開示する。機密保持は認証・登録契約終了後も継続する。

なお、審査人は機密保持を含む審査人としての遵守事項について、中央事務局に誓約書を差し入れる。

## 3. エコアクション21審査人の業務等

審査人は、以下の業務等を行う。

- 1) 選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、受審事業者及び地域事務局に送付する。
- 2) 審査人は、登録審査計画書に基づいて受審事業者のガイドラインの要求事項への適合状況について書類審査及び現地審査を実施し、その適合の可否を判断し、審査結果を審査報告書として取りまとめ、地域事務局に報告する。
- 3) 審査人は、受審事業者との合意に基づき、事業者のガイドラインの要求事項への適合状況についての中間審査及び更新審査を実施し、その適合の可否を判断し、審査結果を地域事務局に報告する。
- 4) 審査人は、受審事業者の環境経営システムの構築・運用・維持に当たって、自らがコンサルティング業務をした事業者についての認証・登録時の登録審査、中間審査及び更新審査を行うことはできない。
- 5) 審査人は、登録審査、中間審査、更新審査及び2回目の中間審査を継続して担当することができる。

ただし、その後2年間は当該事業者の審査を担当することはできない。

- 6) 審査人は、受審事業者が、ガイドラインの要求事項への適合及び環境への取組についての理解を深め、適切な取組が行うことができるよう、書類審査実施時から現地審査終了時までの間に、必要な指導・助言をすることができる。また、受審事業者との合意により、書類審査と現地審査の間に、1回に限り現地予備審査を実施することができる。

- 7) 審査人は、受審事業者の審査を行うに当たって、中央事務局が定めた「エコアクション21認証・登録手続規程」、「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」を遵守するとともに、地域事務局及び中央事務局の依頼、指示等に従うとともに、地域事務局からの要請に基づき、必要な報告を地域事務局及び中央事務局に行わなければならない。

8) 審査人は、業務上知り得た事業者の秘密を保持しなければならない他、「エコアクション21審査人倫理規程（以下「倫理規程」という。）を遵守しなければならない。

## 4. エコアクション21地域事務局

### 4.1 エコアクション21地域事務局の業務

地域事務局は、以下の業務を行う。

- 1) 受審事業者からの審査の申込を受け付けること。
- 2) 受審事業者の希望により、審査人を紹介又は斡旋すること。
- 3) 審査人より審査報告書の送付を受け付けること。
- 4) 地域判定委員会を開催し、認証・登録の可否を判定すること。
- 5) 地域判定委員会の判定結果を含め、事業者の認証・登録に必要な報告を中央事務局に対して行うこと。
- 6) エコアクション21制度の普及結果を図ること。
- 7) 地域の審査人の能力向上を図るため必要な取組を行うこと。
- 8) その他エコアクション21の普及促進等のために必要な業務を行うこと。

### 4.2 地域事務局の認定に関する規程の遵守等

地域事務局は、業務の実施に当たり別に定める「エコアクション21地域事務局の認定に関する規程」、「エコアクション21認証・登録手続規程」、「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」を遵守し、中央事務局の依頼、指示に従うとともに、中央事務局からの要請に基づき、必要な報告を中央事務局に行わなければならない。

## 5. 規程等の制定

地域事務局は、地域運営委員会の審議の上、本実施要領に定めのない事項について別途規程等を定めことができる。

[ 附則 ]

平成17年 5月10日 制定  
平成18年 5月 2日 一部改正  
平成19年 4月17日 一部改正  
平成20年 4月24日 一部改正

別表1 認証・登録料（2年分）

従業員数（構成員数）	料 金
10人以下	50,000円+2,500円（消費税）
11人以上300人以下	100,000円+5,000円（消費税）
301人以上500人以下	150,000円+7,500円（消費税）
501人以上1,000人以下	200,000円+10,000円（消費税）
1,001人以上	300,000円+15,000円（消費税）

附則1：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含む。また、常勤の役員も含む。

附則2：複数枚の認証・登録証を希望される場合は、2枚目以降1枚につき、5,000円+250円（消費税）の費用が必要となる。

附則3：認証・登録期間中に、認証・登録範囲の変更により、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行する場合で、認証・登録料の従業員数の区分が変わらない場

合は、判定委員会等の事務経費及び新たな認証・登録証の交付費用として、事業者は10,000円+500円(消費税)が必要となる。

別表2 標準審査工数表：登録審査

従業員数(構成員数)	業種 サービス業、流通業、事務所等、 比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所		業種 製造業、建設業、修理工場等、 環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
31人以上100人以下	3人日	2人日	4人日	3人日
101人以上	4人日以上	3人日以上	5人日以上	4人日以上

別表3 標準審査工数表：初回の中間審査(認証・登録後概ね1年後)

従業員数(構成員数)	業種 サービス業、流通業、事務所等、 比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所		業種 製造業、建設業、修理工場等、 環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
31人以上100人以下	2人日	1人日	3人日	2人日
101人以上	3人日以上	2人日以上	4人日以上	3人日以上

別表4 標準審査工数表：2回目以降の中間審査(認証・登録の更新後概ね1年後)

従業員数(構成員数)	業種 サービス業、流通業、事務所等、 比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所		業種 製造業、建設業、修理工場等、 環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
30人以下	1人日	0.5人日	2人日	1人日
31人以上100人以下	1人日	0.5人日	2人日	1人日
101人以上	2人日以上	1人日以上	3人日以上	2人日以上

別表5 標準審査工数表：更新審査(認証・登録後2年以内)

従業員数(構成員数)	業種 サービス業、流通業、事務所等、 比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所		業種 製造業、建設業、修理工場等、 環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
31人以上100人以下	2人日	1人日	3人日	2人日
101人以上	3人日以上	2人日以上	4人日以上	3人日以上

別表2～5共通

附則1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日(消費税除く)とする。

附則2：審査工数が2人日の場合の内訳は、書類審査0.5人日、現地審査1人日、審査報告書作成等0.5人日とする。

附則3：上記の標準審査工数は、事業所数が1か所の場合で、事業所が複数ある場合は移動時間も勘案し、追加1事業所当たり0.5人日を加算することを原則とする。なお、複数

の事業所で認証・登録を受ける場合等は、地域事務局との相談による。また、業種、業態により、上記の標準審査工数以上の審査日を要することがある。

附則 4：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれる。また、常勤の役員も含まれる。

附則 5：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となる。

別表 6 産業廃棄物処理業者の標準審査工数表

従業員数	収集運搬のみ		処理処分	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
10人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
11人以上30人以下	2人日	1人日	3人日	2人日
31人以上100人以下	3人日	2人日	4人日	3人日
101人以上	4人以上	3人以上	5人以上	4人以上

附則 1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日（消費税除く）とする。

附則 2：審査工数が2人日の場合の内訳は、書類審査0.5人日、現地審査1人日、審査報告書作成等0.5人日とする。

附則 3：上記の標準審査工数表は、事業所数が1か所の場合で、事業所が複数ある場合は移動時間も勘案し、追加1事業所当たり0.5人日を加算することを原則とする。

附則 4：現地審査が2人以上となる受審事業者の審査は、2名の審査人が分担して審査することを基本とする。なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査する。事業所が単数で、部門も複数無い小規模の事業者においては、複数の審査人が、一緒に審査を行う。

附則 5：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれる。また、常勤の役員も含まれる。

附則 6：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となる。

附則 7：中間審査及び更新審査についても、原則として登録審査と同じ工数とする。

附則 8：一般廃棄物処理業者、再生資源の収集・処理・リサイクル等を行う事業者についても、この工数が適用される。